

公益財団法人石川県林業公社行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日の5年間

2 内容

目標1 各種休暇制度の利用促進により職員1人当たりの年次有給休暇取得日数を12日以上にする。

<対策>

令和8年4月～

- ・リフレッシュ休暇、メモリアル休暇制度の活用等により、年次有給休暇の取得率の向上を図る。

目標2 育児休業等を取得しやすい環境の整備を推進し、育児休業等の取得率を100%にする。

<対策>

令和8年4月～

- ・育児休業や男性の育児参加のための特別休暇などの育児を行う職員のための休暇や勤務の制度を全職員に周知し、育児休業等を取得しやすい職場環境の醸成を図る。